

(案)

地域包括支援センター自己評価の概要及び改善指導事項について（簡略版）

※1 下線部が改善指導事項

※2 小項目の【】内は、自己評価の平均点

《大項目 1. 基本項目（運営全体に関すること）》

中項目 (1)	地域包括支援センターの設置目的について職員が理解し、公正・中立な運営ができているか。
小項目	①目的理解【3.4】②事業計画【3.1】③公正中立【3.5】
中項目 (2)	チームアプローチが図られているか。
小項目	①主担当【3.1】②情報共有【3.3】③ケース会議【3.1】④定例会議【3.2】
中項目 (3)	地域住民への周知が図られているか。
小項目	①案内【3.3】②周知【3.1】
中項目 (4)	個人情報の保護について、適切に取り組んでいるか。
小項目	①本人同意【3.3】②マニュアル等【2.8】③法人内の保護【3.0】④保管【3.6】
中項目 (5)	苦情受付の体制整備が整っているか。
小項目	①担当者等【3.7】②マニュアル等【2.8】
中項目 (6)	夜間や休日の体制について確保できているか。
小項目	①体制整備【3.6】
中項目 (7)	人材の育成や支援について、取り組んでいるか。
小項目	①研修参加【3.5】②共有【3.4】

- ・運営全体としては、各職員が地域包括支援センター業務を理解し、包括内で情報共有、ケース会議、定例会議を行いチームアプローチに努めている。
- ・主担当は、ほとんどの包括がケースの特性により主担当を決めているが、校区単位で担当地区制をとっている地域型もあり、総合相談支援・介護予防プラン・地域活動のいずれも同一職員が担当することで、民生委員との連携強化等により、個別支援や包括と地域の連携に効果をあげている様子がうかがえたため、担当地区制への移行も有効である。
- ・夜間休日対応は、地域型では携帯電話への転送等に対応しており、また行政、基幹型、地域型間の連絡網が整備されており、体制が整えられている。

《大項目 2. 総合相談支援業務》

中項目 (1)	適切に総合相談業務が実施されているか。
小項目	①基本対応【3.3】②初期対応【3.1】③継続支援【2.8】④記録の整備【3.5】

- ・包括によって手法は様々だが、自宅訪問を原則としたアセスメント、複数職員の検討による支援方針の決定などしっかりと取り組みを行っている。
- ・しかし、包括職員間での経験・力量の差があり、継続支援ケースが特定の個人に集中している包括も見受けられる。
- ・どの職員でも一定の対応ができるように、相談援助技術やアセスメント力向上に関する研修への参加、経験豊富な職員との同行訪問を行うなど、職員の技量向上に努める必要がある。

中項目 (1)	ネットワーク構築が図られているか。
小項目	①社会資源【2.8】②関係構築【3.1】③活用(1)【2.9】④活用(2)【2.6】 ⑤改善【2.7】

- ・社会資源は全ての包括で把握しており、相談支援に活用されている。
- ・ネットワーク構築は、民生委員会や地域のサロンに参加して民生委員や校区福祉委員、ボランティアとの関係づくりを進めている。
- ・区単位で「高齢者見守りネットワーク」の構築を進めており、地域住民の他、高齢者と接する機会が多い民間事業所とも協力体制を築き、日常生活・業務の中で、支援が必要と思われる高齢者を包括に連絡いただくための啓発チラシの作成・配布を行っている。
- ・この取り組みを推進し、様々な機関と連携を図り、地域の中で認知症の方を支援していく認知症支援ネットワーク、虐待の予防と早期発見を図る高齢者虐待防止ネットワークの構築につなげていく必要がある。

《大項目3. 権利擁護業務》

中項目 (1)	権利擁護業務について理解し、取り組みができているか。
小項目	①制度理解【3.2】②普及啓発【2.8】③成年後見【3.0】④虐待【3.1】 ⑤消費者被害【2.8】

- ・虐待対応については、相談・通報が入れば、地域型と基幹型の職員が同行訪問を行い事実確認、区役所地域福祉課を含めての支援方針会議の開催という流れができているが、権利擁護に関する対応が特定の職員のみとなっている包括もある。
- ・権利擁護のケースは、経験やより専門的な知識、専門機関との連携が必要になってくるため、包括内で検討、情報共有、振り返りを行い、今後活かせるように包括内で事例を積み重ねていく必要がある。
- ・消費者被害の情報をメールやFAXでケアマネジャーに送付する仕組みを整えている包括もある。
- ・消費者被害は特定の地域で連続することも多いことから、他包括でも同様の仕組みの導入することは有効である。

《大項目4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援》

中項目 (1)	包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築を行い、介護支援専門員が実践できるよう支援しているか。
小項目	①環境整備(1)【2.8】②環境整備(2)【3.1】③ケアマネ支援(1)【2.7】 ④ケアマネ支援(2)【3.2】⑤ケアマネ支援(3)【3.1】

- ・医師会と包括の協働による多職種事例検討会、包括により異なるが区・圏域単位でのケアマネ連絡会及び主任ケアマネ連絡会等、区・圏域単位で様々な活動が行われている。
- ・包括により圏域内のケアマネ事業所数や主任ケアマネ数、地域特性が異なるため、一律の活動は難しいが、他区や他包括の取り組みを参考に進めていく必要がある。

《大項目5. 介護予防ケアマネジメント業務》

中項目 (1)	介護予防ケアマネジメントが適切に行われているか。
小項目	①動機付け(勧奨)【2.5】②アセスメント等【3.0】③モニタリング【1.9】 ④評価【1.9】⑤地域介護予防【3.0】

- ・特定高齢者介護予防事業に参加するまでの過程が多く、参加につながらないのが現状である。市としても法令の範囲内で参加しやすい介護予防事業を実施していく必要がある。